

藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正について
藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和39年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
部長 班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員につ

いて適用し，同日前に退職した非常勤消防団員については，なお従前の例による。

- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において，改正後の条例の適用を受ける非常勤消防団員について支払われた改正前の藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の規定に基づく退職報償金は，改正後の条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

提案理由

この条例を提出したのは，消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され，消防団員等公務災害補償等共済基金から市町村に支払われる消防団員退職報償金の額が引き上げられたことに伴い，本市消防団員の退職報償金の支給額を改定する必要による。